

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長
	有・無期限
平成19年12月13日から 平成24年12月12日まで	
5年保存	

基監発第1213001号  
平成19年12月13日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
(契印省略)

バイシクルメッセンジャー等を使用する事業場に対する監督指導を実施した際の措置等について

標記については、平成19年10月5日付け基監発第1005001号「バイシクルメッセンジャー等を使用する事業場に対する集団指導等の実施について」(以下「1005001号内かん」という。)により指示したところであるが、1005001号内かん記の3により実施する監督指導においては、下記により措置等を行い、確実に改善を図らせられたい。

#### 記

#### 1 監督指導における労働者性の判断について

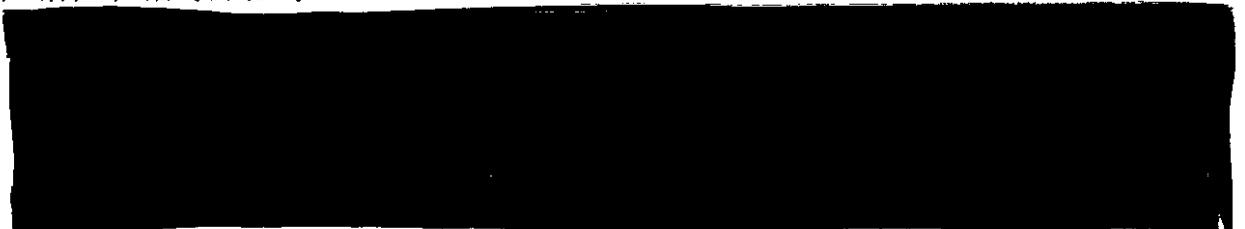
監督指導の実施に際しては、平成19年9月27日付け基発第0927004号「バイシクルメッセンジャー及びバイクライダーの労働者性について」に基づきつつ、必要に応じ、バイク便事業者に対し、就労実態に関する資料等の提出を求め、バイシクルメッセンジャー等に対する聴取を行う等によりバイシクルメッセンジャー等の労働者性の有無を適切に判断すること。

監督指導時に労働者性の有無について容易に判断し難い場合においては、署内の検討や局との協議などを行った上で、組織的に判断を行うこと。

#### 2 監督指導を実施した際の措置等について

監督指導の結果、バイシクルメッセンジャー等に労働者性が認められる場合には、以下の措置を講ずること。

##### (1) 措置、指導方法等



(2) 専用文書の交付方法

(3) 労働基準行政情報システムへの入力

専用文書を交付した場合の監督指導結果を労働基準行政情報システムに入力する際には、便宜的に労働基準法第9条違反として入力を行うとともに、

なお、バイシクルメッセンジャー等以外の労働者に対する措置については、通常どおり入力を行うこと。

(4) 署長判決

(5) 是正報告

是正報告書が提出された場合には、添付資料によるほか、必要に応じバイク便事業者に説明を求める等より、是正状況を具体的に確認すること。

(6) 再監督の実施等

なお、再監督時において労働基準関係法令違反が認められた場合には、所要の措置を講ずることとするが、悪質な事業主に対しては司法処分を含め厳正に対処すること。

(7) その他

バイシクルメッセンジャー等に労働者性が認められ、  
は、その旨を労災担当部署へ情報提供すること。

3 是正指導に当たっての留意事項

運送請負契約と称する契約を締結しているバイシクルメッセンジャー等に労働者性が認められる場合、当該バイシクルメッセンジャー等の契約形態を労働契約に改めることが望ましいので、その見直しの状況についても適宜確認すること。

また、バイク便事業者において、バイシクルメッセンジャー等について、運送という業務の性質上の指示以外には指揮監督を行わないこととして、実態を請負契約に適合させようとする場合も考えられるが、この場合であっても、バイシクルメッセンジャー等の労働者性の有無については、上記1に示したところにより慎重に判断すること。

平成 年 月 日

## 是 正 勸 告 書 (控)

殿

労働基準監督署  
労働基準監督官

貴社所属のバイシクルメッセンジャー及びバイクライダー（以下「バイシクルメッセンジャー等」という。）は、労働基準法第9条の労働者と認められることから、これらバイシクルメッセンジャー等の使用について労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令違反が生じている状況となっております。

ついては、バイシクルメッセンジャー等の使用について労働基準関係法令に適合したものとなるよう是正・改善を行い、平成 年 月 日までに本職あて報告するよう勧告します。

また、報告に当たっては、別添「労働条件自主点検表」を実施した結果及び是正・改善状況を確認できる関係資料を添付して下さい。

なお、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に係る法違反については、上記期日以内に是正しない場合又は上記期日以内であっても労働基準関係法令違反を原因として労働災害が発生した場合には、事案の内容に応じ、送検手続をとることがあります。

受領年月日	平成 年 月 日
受領者職氏名	Ⓜ

注1 労働基準関係法令違反を原因として、労働災害を発生させた場合には、上記期日前であっても、労働者災害補償保険法に基づき特別に費用を徴収することがあります。

注2 この是正勧告書は3年間保存して下さい。

平成 年 月 日

## 是 正 勸 告 書

殿

労働基準監督署  
労働基準監督官

貴社所属のバイシクルメッセンジャー及びバイクライダー（以下「バイシクルメッセンジャー等」という。）は、労働基準法第9条の労働者と認められることから、これらバイシクルメッセンジャー等の使用について労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令違反が生じている状況となっております。

については、バイシクルメッセンジャー等の使用について労働基準関係法令に適合したものとなるよう是正・改善を行い、平成 年 月 日までに本職あて報告するよう勧告します。

また、報告に当たっては、別添「労働条件自主点検表」を実施した結果及び是正・改善状況を確認できる関係資料を添付して下さい。

なお、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に係る法違反については、上記期日以内に是正しない場合又は上記期日以内であっても労働基準関係法令違反を原因として労働災害が発生した場合には、事案の内容に応じ、送検手続をとることがあります。

受領年月日	平成 年 月 日
受領者職氏名	⑤

注1 労働基準関係法令違反を原因として、労働災害を発生させた場合には、上記期日前であっても、労働者災害補償保険法に基づき特別に費用を徴収することがあります。

注2 この是正勧告書は3年間保存して下さい。